内閣衆質二〇一第一五六号

令和二年四月十四日

内閣総理大臣 安 倍 晋

三

衆議院議長大島理森殿

衆議院議員手塚仁雄君提出新型コロナウイルス感染症対策下における東京都目黒区長選挙の執行に関する

質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員手塚仁雄君提出新型コロナウイルス感染症対策下における東京都目黒区長選挙の執行に関

する質問に対する答弁書

一について

選挙は、 住民の代表を決める民主主義の根幹をなすものであり、 任期が来た場合、 決められたルールの

型コロナウイルス感染症への対応については、 下で次の代表を選ぶというのが民主主義の大原則であると考えているところ、 行われる選挙の管理執行に万全を期すため、 選挙の管理執行における新 総務省から各

都道府県の選挙管理委員会に対し、数次にわたって留意事項を示しているところであり、 現時点において、

選挙を管理執行する選挙管理委員会においては、 当該留意事項も踏まえ、 投票所等で必要な対策を行い、

選挙人の安全・安心に配慮した適切な選挙の管理執行が行われているものと考えている。

一について

お尋ね の場合において、 公職選挙法 (昭和二十五年法律第百号)の規定に基づき、 選挙が執行されるこ

ととなると考えている。